

『家族研究年報』投稿規程（2020年9月20日改定）

1. 投稿論文または研究ノートの投稿者の第一著者は、家族問題研究学会会員でなければならない。
2. 論文・研究ノートの字数は20,000字（図表を含む）を基準とする。なおここでいう研究ノートとは、研究上の問題提起、調査の中間報告などを含むものとする。
3. 図表は5点以内を基準とする。図表について原稿字数を計算する際、便宜上、刷上りを想定して以下の3段階で換算する。刷上り1頁相当の場合は33行に、刷上り1/2頁相当の場合は16行に、刷上り1/4頁の場合は8行に、それぞれ換算する。
4. 投稿する論文・研究ノートは未発表のものに限る。ただし、学会等において口頭発表したものはその限りではない。また、他誌との二重投稿は認められない。
5. 論文・研究ノートの採否および掲載の順序は、査読に基づく審査により、編集委員会において決定する。
6. 投稿者は、以下のものを提出する。
 - (1) 審査用原稿（WordファイルとPDFファイル）
 - (2) 以下の事項を記した別紙（PDFファイル）
 - a) 執筆者全員の氏名（ふりがな）（代表者を明記すること）・所属・職名（院生等の別）、b) 論文か研究ノートの別とその題名、c) 代表者の住所・電話番号・電子メールアドレス、d) 英文タイトル、執筆者全員の英語氏名
 - (3) 投稿論文・研究ノートと関連した、あるいは重複するテーマないし同一データを用いて書かれた既発表論文、もしくは投稿中の論文があるときには、そのすべてについてのコピー（PDFファイル）
7. 投稿者は提出書類を、編集委員会委員長あてに電子メールで送付する（電子メールアドレスは、学会ウェブサイトを参照のこと）。投稿の締め切りは、12月1日24:00（JST）とする。形式不備がないことが確認されたら原稿受付され、電子メールで代表者に通知される。
8. 審査用原稿には氏名や所属などの執筆者が特定できる情報を記入しない。また、本文中でも執筆者を推定させるような表現を避けること。
9. 原稿料は支払わない。原稿執筆者には掲載誌を1部進呈する。抜き刷りを希望する場合には実費作製とする。
10. 掲載論文・研究ノートの著作権は、家族問題研究学会に帰属する。掲載論文等を他の著作に転載する場合には、事前に文書等で家族問題研究学会の許可を得ること。
11. 投稿された論文・研究ノートは原則として返却しない。